大阪版地方分権推進制度実施要綱（新旧対照表）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 第１　（略）第２　府から市町村への事務移譲１～３　　（略）４　府から市町村への事務移譲に伴う財源措置（略）(1)　経常的経費に係る交付金（略）ア　　（略）イ　事務費＝ｄ×ｅ＋ｆｄ：当該市町村において要することが見込まれる、当該事務に係る事務処理の類型ごとに定めた事務処理1件あたりの額ｅ：当該市町村における交付年度中の当該事務に係る事務処理の類型ごとの処理件数ｆ：当該市町村において要することが見込まれる、事務処理の件数に関わらず交付するものとして当該事務ごとに定めた額又は当該事務ごとに定めた算式により算出した額 (2)～(3)　（略）５～７　　（略）第３～第４　（略）附　則　（略）　附　則この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。 | 第１　（略）第２　府から市町村への事務移譲１～３　　（略）４　府から市町村への事務移譲に伴う財源措置（略）(1)　経常的経費に係る交付金（略）ア　　（略）　　　イ　事務費＝ｄ×ｅｄ：当該市町村において要することが見込まれる、当該事務ごとに定めた事務処理１件当たりの合計額ｅ：当該市町村における交付年度中の処理件数 (2)～(3)　（略）５～７　　（略）第３～第４　（略）附　則　（略）（新設） |